

## 第 5 回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

### I 件数 34 件

【内訳】議案 33 件（条例関係 13 件、補正予算関係 8 件、その他 12 件）  
報告 1 件（専決処分関係）

### II 議案の要旨

#### 《条例関係》

#### 議案第 124 号

南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について（デジタル推進課）

#### 【趣旨】

住民基本台帳システムなどの基幹システムで、住登外者の宛名番号について統一運用を図るため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により、個人番号の利用範囲等を改正するもの。

#### 【主な内容】

#### 1 改正の概要

##### （1）経過

住民基本台帳システムなどの基幹業務システムの標準化に伴い、業務システム間の情報連携をより円滑にするため、各システムで個別に付番している住登外者（市の住民基本台帳に登録されていない者）の番号について統一管理をするものである。

そのため、住登外者の登録・管理を行う「住登外者宛名番号管理機能」をシステム内で実装する必要がある、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の規定により、個人番号（マイナンバー）の独自利用を行う事務等として条例に規定するもの。

※ 地方公共団体は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）に基づく標準化基準に適合する基幹業務システムへの移行を行うもの。

##### （2）主な改正内容

住民基本台帳システム等において、「住登外者宛名番号管理機能」の運用を開始（令和 8 年 2 月 9 日予定）するため、独自利用を行う事務等に住登外者の情報の管理に関する事務等の追加その他所要の改正を行うもの。

| 区分                                                                      | 改正後                                                                                                | 改正前  |
|-------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 個人番号の利用<br>範囲（第４条）<br>・別表第１<br>・別表第２<br><br>特定個人情報の<br>提供（第５条）<br>・別表第３ | ・住登外者宛名番号管理機能<br>による住登外者の情報の<br>管理に関する事務<br>・住登外者宛名番号管理機能<br>による住登外者の情報の<br>管理に関する情報<br>（住登外者宛名情報） | （追加） |

## 2 施行日 令和８年２月９日

|           |                                              |
|-----------|----------------------------------------------|
| 議案第 125 号 | 南相馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について（総務課）         |
| 議案第 126 号 | 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について（総務課）         |
| 議案第 127 号 | 議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について（総務課）   |
| 議案第 128 号 | 南相馬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について（総務課） |

### 【趣旨】

令和 7 年福島県人事委員会勧告に準じて職員の給与改定等を行うため、関係する条例の一部を改正するもの。

### 【主な内容】

#### 1 改正の概要

##### （１）経過

令和 7 年 1 0 月 1 0 日に福島県人事委員会より、県議会及び県知事に対し、民間給与との較差 2. 9 7 % の均衡を図るための月例給の引上げ改定など、職員の給与等に関する報告及び勧告が行われた。

##### （２）改正条例

- ・南相馬市職員の給与に関する条例（議案第 1 2 5 号）
- ・特別職の職員の給与に関する条例（議案第 1 2 6 号）
- ・議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（議案第 1 2 7 号）
- ・南相馬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（議案第 1 2 8 号）

##### （３）主な改正内容

##### ①月例給

##### ア 一般職関係（行政職給料表、医療職給料表 関係）（議案第 1 2 5 号）

県人事委員会勧告による改定後の給料表に準じて、若年層への配分に重点を置きながら引き上げるもの。

（参考）初任給の給与の改定額（単位：円）

|       |             | 初任給      |          | 改定額     |
|-------|-------------|----------|----------|---------|
|       |             | 改定後      | 改定前      |         |
| 一般行政職 | 大学卒 1-29 号給 | 242, 500 | 230, 300 | 12, 200 |
|       | 高校卒 1-9 号給  | 210, 600 | 198, 000 | 12, 600 |

## イ 特定任期付職員（議案第 1 2 8 号）

県人事委員会勧告による改定後の給料表に準じて、引き上げるもの。

| 号給 | 改正後            | 改正前            | 改定額          |
|----|----------------|----------------|--------------|
| 1  | 4 1 4, 0 0 0 円 | 4 0 0, 0 0 0 円 | 1 4, 0 0 0 円 |
| 2  | 4 6 5, 0 0 0 円 | 4 4 9, 0 0 0 円 | 1 6, 0 0 0 円 |
| 3  | 5 1 9, 0 0 0 円 | 5 0 3, 0 0 0 円 | 1 6, 0 0 0 円 |
| 4  | 5 8 6, 0 0 0 円 | 5 6 7, 0 0 0 円 | 1 9, 0 0 0 円 |
| 5  | 6 6 9, 0 0 0 円 | 6 4 8, 0 0 0 円 | 2 1, 0 0 0 円 |
| 6  | 7 8 2, 0 0 0 円 | 7 5 6, 0 0 0 円 | 2 6, 0 0 0 円 |
| 7  | 9 1 3, 0 0 0 円 | 8 8 3, 0 0 0 円 | 3 0, 0 0 0 円 |

## ② 期末・勤勉手当の引上げ

### ア 一般職員及び任期付職員（議案第 1 2 5 号）

年間支給月数を 0. 0 5 月分引上げ（4. 6 0 月分 → 4. 6 5 月分）

|           | 6 月 期            | 1 2 月 期                      | 合 計                          |
|-----------|------------------|------------------------------|------------------------------|
| 7 年度 期末手当 | 1. 25 月（支給済）     | <u>1. 275 月</u> （現行 1. 25 月） | <u>2. 525 月</u> （現行 2. 50 月） |
| 勤勉手当      | 1. 05 月（支給済）     | <u>1. 075 月</u> （現行 1. 05 月） | <u>2. 125 月</u> （現行 2. 10 月） |
| 合計月数      | 2. 30 月（支給済）     | <u>2. 35 月</u> （現行 2. 30 月）  | <u>4. 65 月</u> （現行 4. 60 月）  |
| 8 年度 期末手当 | <u>1. 2625 月</u> | <u>1. 2625 月</u>             | <u>2. 525 月</u>              |
| 以降 勤勉手当   | <u>1. 0625 月</u> | <u>1. 0625 月</u>             | <u>2. 125 月</u>              |
| 合計月数      | <u>2. 325 月</u>  | <u>2. 325 月</u>              | <u>4. 65 月</u>               |

※令和 8 年度以降は、均等になるように配分

### イ 再任用職員（議案第 1 2 5 号）

年間支給月数を 0. 0 5 月分引上げ（2. 4 0 月分 → 2. 4 5 月分）

|           | 6 月 期            | 1 2 月 期                      | 合 計                          |
|-----------|------------------|------------------------------|------------------------------|
| 7 年度 期末手当 | 0. 70 月（支給済）     | <u>0. 725 月</u> （現行 0. 70 月） | <u>1. 425 月</u> （現行 1. 40 月） |
| 勤勉手当      | 0. 50 月（支給済）     | <u>0. 525 月</u> （現行 0. 50 月） | <u>1. 025 月</u> （現行 1. 00 月） |
| 合計月数      | 1. 20 月（支給済）     | <u>1. 25 月</u> （現行 1. 20 月）  | <u>2. 45 月</u> （現行 2. 40 月）  |
| 8 年度 期末手当 | <u>0. 7125 月</u> | <u>0. 7125 月</u>             | <u>1. 425 月</u>              |
| 以降 勤勉手当   | <u>0. 5125 月</u> | <u>0. 5125 月</u>             | <u>1. 025 月</u>              |
| 合計月数      | <u>1. 225 月</u>  | <u>1. 225 月</u>              | <u>2. 45 月</u>               |

※令和 8 年度以降は、均等になるように配分

ウ 市長、副市長、教育長、議会議員（議案第 126 号、第 127 号）

年間支給月数を 0.05 月分引上げ（3.45 月分 → 3.50 月分）

|                 | 6 月期          | 12 月期                     | 合 計                       |
|-----------------|---------------|---------------------------|---------------------------|
| 7 年度 期末手当       | 1.725 月（支給済）  | <u>1.775 月</u> （現行 1.725） | <u>3.50 月</u> （現行 3.45 月） |
| 8 年度 期末手当<br>以降 | <u>1.75 月</u> | <u>1.75 月</u>             | <u>3.50 月</u>             |

※令和 8 年度以降は、均等になるよう配分

エ 特定任期付職員（議案第 128 号）

年間支給月数を 0.05 月分引上げ（3.65 月分 → 3.70 月分）

|           | 6 月期            | 12 月期                       | 合 計                        |
|-----------|-----------------|-----------------------------|----------------------------|
| 7 年度 期末手当 | 0.950 月（支給済）    | <u>0.975 月</u> （現行 0.950 月） | <u>1.925 月</u> （現行 1.90 月） |
| 勤勉手当      | 0.875 月（支給済）    | <u>0.900 月</u> （現行 0.875 月） | <u>1.775 月</u> （現行 1.75 月） |
| 合計月数      | 1.825 月（支給済）    | <u>1.875 月</u> （現行 1.825 月） | <u>3.70 月</u> （現行 3.65 月）  |
| 8 年度 期末手当 | <u>0.9625 月</u> | <u>0.9625 月</u>             | <u>1.925 月</u>             |
| 以降 勤勉手当   | <u>0.8875 月</u> | <u>0.8875 月</u>             | <u>1.775 月</u>             |
| 合計月数      | <u>1.85 月</u>   | <u>1.85 月</u>               | <u>3.70 月</u>              |

※令和 8 年度以降は、均等になるよう配分

3 施行日 公布の日

- ・月例給の改正 令和 7 年 4 月 1 日から適用
- ・令和 7 年度期末・勤勉手当の改正 令和 7 年 12 月 1 日から適用
- ・令和 8 年度以降の期末・勤勉手当の改正 令和 8 年 4 月 1 日施行

## 【趣旨】

看護職員の確保及び定着に向けて、福島県浜通り地方看護体制強化支援事業補助金を活用し、看護職員の特殊勤務手当を支給するため、新たに条例を制定するもの。

## 【主な内容】

## 1 経過

市立病院では、看護職員の確保と定着を目的に、平成 25 年度から令和 6 年度まで、当該特殊勤務手当を支給してきた経緯にあるが、令和 7 年度においても、令和 6 年度に引き続き、当該手当を支給できるよう条例を制定するもの。

## 2 制定の概要

| 定める項目               | 条項                  | 主 な 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特殊勤務手当の種類、額及び支給対象職員 | 第 2 条<br>～<br>第 4 条 | <p>【看護体制強化支援手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給額 年 13 万 3,000 円の範囲内で市長が定める額<br/> （令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで業務に従事した場合は、13 万 3,000 円を支給し、年度途中の採用等の場合は月割りにより支給する。）</li> <li>・支給対象職員<br/> 令和 8 年 3 月 31 日時点において市立病院に勤務する看護師、准看護師及び助産師（看護職員）（支給対象職員の要件を満たす職員のうち、無給休職者、停職者、専従休職者、育児休業職員は対象外。）</li> </ul> |

## 3 施行日等 公布の日（令和 7 年 4 月 1 日から適用）

## 4 失効日 令和 8 年 3 月 31 日

## 【趣旨】

福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）実施要綱の改正に伴い、福島再生加速化交付金の帰還・移住等環境整備事業計画期間が延長されたため、必要な改正を行うもの。

## 【主な内容】

## 1 改正概要

## (1) 経過

「南相馬市帰還・移住等環境整備交付金基金」は、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第34条第1項に規定する帰還・移住等環境整備交付金事業等に要する経費の財源に充てるため、国からの帰還・移住等環境整備交付金を積み立てる基金として平成27年9月に設置した。

『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針の見直しを受け、令和7年8月8日付けで福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）実施要綱の計画期間の終期が、「令和7年度まで」から「令和12年度まで」に改められ、帰還・移住等環境整備交付金が活用できる期間が延長されたことから、当該交付金を積み立てる「南相馬市帰還・移住等環境整備交付金基金」においても利用期間を延長するため条例の改正を行うもの。

## (2) 主な改正内容

福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）実施要綱の計画期間が令和12年度までとされたことから、失効期日の延長の改正を行うもの。

なお、令和12年度中に完了した事業については、令和13年度において額の確定及び残額の返還となることから、これら手続きに要する期間を踏まえ、失効期日を令和13年度末までとするもの。

| 区分             | 改正後                                  | 改正前                                 |
|----------------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 失効期日<br>・附則第2項 | この条例は、 <u>令和14年3月31日</u> 限り、その効力を失う。 | この条例は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。 |

## 2 施行日 公布の日

議案第 131 号

南相馬市東日本大震災による津波被災者に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例制定について（税務課）

【趣旨】

津波被災区域内における令和 8 年度分の固定資産税の負担軽減を図るため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

（１）経過

津波被災者に係る固定資産税の減免措置については、平成 26 年度税制改正により、地方税法の規定による課税免除等の特例措置が廃止となり、平成 27 年度以降は、個々の土地・家屋の被害状況等に応じて、減免する規定を条例で定めている。

（２）主な改正内容

津波被災区域内においては、ほ場整備工事が完了していない農地及び復旧が完了していない家屋等が存在しているため、当該土地及び家屋については、令和 7 年度に引き続き、令和 8 年度においても固定資産税の全額免除を行うもの。

また、復旧し使用可能となった土地又は家屋については、固定資産税の 2 分の 1 減免を行うもの。

| 区 分                                                                | 令和 7 年度   | 令和 8 年度   |
|--------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|
| 津波により家屋が滅失し、又は損壊した区域及び土砂の流入等により従前の使用ができなくなった土地又は家屋（第 4 条第 2 3 項関係） | 全額免除      | 全額免除      |
| 復旧し使用可能となった土地又は家屋（第 4 条第 2 4 項関係）                                  | 2 分の 1 減免 | 2 分の 1 減免 |

2 減免見込額

| 区 分    |    | 令和 7 年度 |          | 令和 8 年度（見込み） |          |
|--------|----|---------|----------|--------------|----------|
| 全額免除   | 土地 | 2,062 筆 | 2,742 千円 | 1,819 筆      | 2,220 千円 |
|        | 家屋 | 14 棟    | 276 千円   | 13 棟         | 266 千円   |
| 1/2 減免 | 土地 | 772 筆   | 1,044 千円 | 367 筆        | 338 千円   |
|        | 家屋 | 5 棟     | 42 千円    | 3 棟          | 28 千円    |
| 合計     | 土地 | 2,834 筆 | 3,786 千円 | 2,186 筆      | 2,558 千円 |
|        | 家屋 | 19 棟    | 318 千円   | 16 棟         | 294 千円   |

※本条例の適用による固定資産税の減収分については、震災復興特別交付税により全額補填される見込み。

3 施行日 公布の日

議案第 132 号

南相馬市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について（こども家庭課）

【趣旨】

児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正概要

（１）経過

児童扶養手当法施行令の改正により、児童扶養手当の全部支給又は一部支給の判定基準となる所得限度額を引き上げられた。

| 扶養する<br>児童等の数                       | 全部支給となる所得限度額                    |                                 | 一部支給となる所得限度額                      |                                   |
|-------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
|                                     | 改正後                             | 改正前                             | 改正後                               | 改正前                               |
| 0 人                                 | 690,000円                        | 490,000円                        | 2,080,000円                        | 1,920,000円                        |
| 1 人                                 | 1,070,000円                      | 870,000円                        | 2,460,000円                        | 2,300,000円                        |
| 以下、1 人<br>増えるごとに<br>380,000円を<br>加算 | 690,000円＋<br>児童等の数×<br>380,000円 | 490,000円＋<br>児童等の数×<br>380,000円 | 2,080,000円＋<br>児童等の数×<br>380,000円 | 1,920,000円＋<br>児童等の数×<br>380,000円 |

（２）主な改正内容

ひとり親家庭における医療費助成を受けることができる親等の所得基準を規定する条文において、所得基準額として引用している法施行令の一部支給となる所得限度額の条項を改正するもの。

| 区分                                           | 改正後                                                             | 改正前                                                          |
|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 医療費助成を受けることができる親等の所得基準<br><br>・第3条第3項<br>第4号 | ・児童扶養手当法施行令の一部支給となる所得限度額の条項を引用<br><br>令第2条の4第2項第1号<br>及び<br>第7項 | ・児童扶養手当法施行令の一部支給となる所得限度額の条項を引用<br><br>令第2条の4第2項<br>及び<br>第8項 |

2 施行日 公布の日

## 【趣旨】

児童福祉法、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、必要な改正を行うもの。

## 【主な内容】

## 1 改正の概要

## (1) 経過

## ①児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正（令和7年10月1日施行）

虐待を受けた児童等への対応の強化を図るため、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を追加するなどの改正が行われた。

## ②家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正（令和7年9月16日施行）

保育所等における利用乳幼児に対する健康診断については、従来、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合は、全部又は一部を行わないことが可能であったが、新たに、母子保健法に基づく乳幼児健診を行った場合も行わないことを可能とする改正が行われた。

## ③家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 及び 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正（令和7年4月1日施行）

家庭的保育事業者などが行う保育の質を向上させるための支援は、これまで保育所、幼稚園などとの連携によって確保する（連携施設の確保）必要があったが、それ以外の事業者から支援を受けることを可能とし、また、連携施設を確保しなくても良いとされる経過措置期間を延長するなどの改正が行われた。

## (2) 改正条例

## ①南相馬市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

（第5条、第6条、第12条、第17条、第45条、附則第3条）

## ②南相馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

（第1条、第25条、第37条、第42条、附則第4条）

## ③南相馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（第12条）

### (3) 主な改正内容

#### ①南相馬市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正関係

ア 事業者の職員が利用者に行ってはならない行為（虐待等の禁止）を規定する条文において、引用法律の条項を改正するもの。（児童福祉法）

イ 保育所等の利用乳幼児に対する健康診断の緩和等の改正を行うもの。  
（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準）

ウ 家庭的保育事業者等の連携施設の範囲の拡充及び地域型保育事業者が連携施設を確保しないことを可能とする経過措置期間の延長の改正を行うもの。（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 及び 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準）

| 区分                                    | 改正後                                                                                                                                 | 改正前                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保育所等との連携<br>・第6条第2項～第7項<br>（ウ の改正）    | ・連携施設の確保が困難な場合において、連携施設とする事業者の範囲を拡充することを可能とする。<br>・連携施設の確保が困難な場合において、連携施設を確保しないことを可能とする。                                            | （新設）                                                                                                                                                              |
| 虐待等の禁止<br>・第12条<br>（ア の改正）            | 法第33条の10第1項各号<br>※第33条の10に第2項及び第3項が追加されたため、第1項と改められた。                                                                               | 法第33条の10各号                                                                                                                                                        |
| 利用乳幼児及び職員の健康診断<br>・第17条第2項<br>（イ の改正） | 改正前に加えて、母子保健法に規定する健康診断が利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断に相当すると認められる場合には、それぞれの健康診断の全部又は一部を行わないことができる。<br><br>※地域型保育事業者は、健康診断の結果を把握する必要がある。 | 児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合で、健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。<br><br>※地域型保育事業者は、児童相談所等における利用開始前の健康診断の結果を把握する必要がある。 |

|                                   |                                                    |                                                   |
|-----------------------------------|----------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 連携施設に関する経過措置<br>・附則第3条<br>(ウ の改正) | 施行日から起算して <u>15年</u> を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 | 施行日から起算して <u>5年</u> を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 |
|-----------------------------------|----------------------------------------------------|---------------------------------------------------|

※文言の整理（第5条、第6条第1項、第45条）

## ②南相馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正関係

ア 事業者の職員が利用者に行ってはならない行為（虐待等の禁止）を規定する条文において、引用法律の条項を改正するもの。（児童福祉法）

イ 特定地域型保育事業者の連携施設の範囲の拡充及び特定地域型保育事業者が連携施設を確保しないことを可能とする経過措置期間の延長の改正を行うもの。（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 及び 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正）

| 区分                                          | 改正後                                                                                      | 改正前                                                |
|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 虐待等の禁止<br>・第25条<br>(ア の改正)                  | 法 <u>第33条の10第1項各号</u><br>※第33条の10に第2項及び第3項が追加されたため、第1項と改められた。                            | 法 <u>第33条の10各号</u>                                 |
| 保育所等との連携<br>・第42条<br>第2項～<br>第5項<br>(イ の改正) | ・連携施設の確保が困難な場合において、連携施設とする事業者の範囲を拡充することを可能とする。<br>・連携施設の確保が困難な場合において、連携施設を確保しないことを可能とする。 | (新設)                                               |
| 連携施設に関する経過措置<br>・附則第4条<br>(イ の改正)           | 施行日から起算して <u>15年</u> を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。                                       | 施行日から起算して <u>10年</u> を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 |

※文言の整理（第1条、第37条、第42条第1項）

③南相馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部改正関係

事業者の職員が利用者に行ってはならない行為（虐待等の禁止）を規定する条文において、引用法律の条項を改正するもの。（児童福祉法）

| 区分              | 改正後                                                   | 改正前        |
|-----------------|-------------------------------------------------------|------------|
| 虐待等の禁止<br>・第12条 | 法第33条の10第1項各号<br>※第33条の10に第2項及び第3項が追加されたため、第1項と改められた。 | 法第33条の10各号 |

4 施行日 公布の日

## 【趣旨】

児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するもの。

## 【主な内容】

## 1 経過

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正（令和7年4月1日施行）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（注）として、保育所その他の施設において、乳児又は幼児であって満3歳未満のものに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業などを追加する改正が行われた。

（注）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもが、月10時間までの利用可能枠の中で、保育所等を利用することができる制度であり、市町村の認可事業とされた。

## 2 制定の概要

本市では、令和6年度より公立の保育園等において本事業を試行的に実施している。令和8年度からの本格実施にあたり、私立幼稚園等への認可を行うため、国が定めた設備及び運営基準等に基づき、本市の対象施設に関する設備及び運営基準を定めるもの。

| 定める項目                   | 条項              | 主 な 内 容                                                                                        |
|-------------------------|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 最低基準                    | 第2条<br>～<br>第4条 | 最低基準の目的、最低基準の向上及び最低基準と乳児等通園支援事業者（以下「事業者」という。）の関係に関する規定                                         |
| 乳児等通園<br>支援事業者の<br>一般原則 | 第5条             | 事業者が運営に関する基本事項などの規定<br>①利用乳幼児の人権の配慮及び人格の尊重<br>②質の評価及び改善<br>③構造設備に対する保健衛生及び利用乳幼児に対する危険防止への配慮 など |
| 非常災害対<br>策・安全計画         | 第6条<br>～<br>第8条 | 事業者が行う非常時災害対策及び安全計画の策定などの規定<br>①訓練等の実施<br>②利用乳幼児のための物資の確保<br>③安全計画の策定<br>④自動車運行に関する所在確認 など     |

|                       |                       |                                                                                                                                                                 |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 職員の一般的条件、知識及び技能向上等    | 第 9 条<br>～<br>第 1 0 条 | 職員の条件及び事業者が行う研修などに関する規定<br>①職員は、健全な心身を有し、熱意があり、できる限り実務の訓練を受けた者<br>②事業者は職員の資質向上のための研修機会の確保を行う。                                                                   |
| 他の社会福祉施設等設置の設備及び職員の基準 | 第 1 1 条               | 他の社会福祉施設等と併設する場合において、設備及び職員が兼ねることを可能とする規定                                                                                                                       |
| 平等に取り扱う原則             | 第 1 2 条               | 利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用の負担などによる差別的取扱いの禁止に関する規定                                                                                                              |
| 虐待の禁止                 | 第 1 3 条               | 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、身に有害な影響を与える行為の禁止に関する規定                                                                                                                  |
| 衛生管理・食事               | 第 1 4 条<br>第 1 5 条    | 利用乳幼児の使用する設備等における衛生的管理、食事の提供を行う場合の設備に関する規定                                                                                                                      |
| 内部の規程                 | 第 1 6 条               | 事業者が定める内部規程に関する規定<br>①乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針<br>②その提供する乳児等通園支援の内容<br>③乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 など                                                             |
| 帳簿                    | 第 1 7 条               | 乳児等通園支援事業所に備える職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿に関する規定                                                                                                              |
| 機密保持等                 | 第 1 8 条               | 業務上知り得た秘密の保持に関する規定                                                                                                                                              |
| 苦情への対応                | 第 1 9 条               | 苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置に関する規定                                                                                                                                 |
| 事業の区分                 | 第 2 0 条               | 乳児等通園支援事業の区分（種類）に関する規定<br>①一般型乳児等通園支援事業<br>②余裕活用型乳児等通園支援事業                                                                                                      |
| 設備の基準                 | 第 2 1 条               | 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備の基準<br>①乳児又は満 2 歳に満たない幼児を利用させる場合、乳児室又はほふく室及び便所を設けること<br>②乳児室の面積は、乳児 1 人につき 3. 3 平方メートル以上であること<br>③ほふく室の面積は、乳児 1 人につき 3. 3 平方メートル以上であること など |
| 職員                    | 第 2 2 条               | 一般型乳児等通園支援事業所に配置する職員に関する規定<br>①保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修を修了した者を置かなければならない。                                                                                 |

|            |      |                                                                                         |
|------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
|            |      | ②乳児おおむね3人につき1人以上<br>③満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上<br>④②、③については、半数は保育士であること など             |
| 乳児等通園支援の内容 | 第23条 | 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援について内閣総理大臣が定める指針に準じて、事業の特性に留意し、利用乳幼児及び保護者の心身の状況等に応じて提供することを定める規定 |
| 保護者との連絡    | 第24条 | 一般型乳児等通園支援事業は、利用乳幼児の保護者との密接な連絡を行い、乳児等通園支援の内容等について保護者の理解及び協力を得るよう努める規定                   |
| 設備及び職員の基準  | 第25条 | 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準に関する規定                                                    |
| 準用         | 第26条 | 余裕活用型乳児等通園支援事業について、第23条及び第24条を準用する規定                                                    |
| 電磁的記録      | 第27条 | この条例において書面で行うことが規定又は想定される書面等については、書面等に代えて、電磁的記録により行うことができる規定                            |

### 3 施行日 令和8年4月1日

## 【趣旨】

震災以降、空き家・空き地が顕在化している小高区の中心部において、住宅地の中に家内工業や店舗兼住宅が共存した職住近接型の土地利用特性を生かし、賑わいのある市街地を形成することを目的に、特別用途地区として「職住共存地区」を定めるため、新たに条例を制定するもの。

## 1 経過

小高区の人口は、震災と原発事故の影響により震災前の約3割に減少している。また、帰還者に占める高齢者の割合が高く、近年、帰還者の数は横ばいで推移していることから、今後、小高区の復興を進める上で、居住人口の回復と地域コミュニティの再生・再構築が不可欠となっている。

こうした背景を踏まえ、特別用途地区の導入により、中規模以上の製造業についてはこれまでどおり制限を行いつつ、小規模製造業の立地を可能とすることで、空き家や空き地の利活用を促進するとともに、周辺の土地利用と調和した工業地の維持・整備を図る。

## 2 制定の概要

| 定める項目                     | 条項  | 主 な 内 容                                                                                                                 |
|---------------------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 定義                        | 第2条 | 使用する用語は建築基準法及び建築基準法施行令の定義に準拠する。                                                                                         |
| 適用区域                      | 第3条 | 本条例の規定適用区域は『職住共存地区』の区域内・・・(注)                                                                                           |
| 建築物の建築制限の緩和               | 第4条 | 職住共存地区内で以下の①～③の全てに該当する場合は、建築制限が緩和される。<br>①建築基準法別表第2（る）項第1号に掲げる工場に該当しない工場<br>②作業場の床面積の合計が600㎡以下<br>③使用する原動機の出力の合計が20kW以下 |
| 建築物の敷地が特別用途地区の内外にわたる場合の措置 | 第5条 | 建築物敷地が特別用途地区の内外にまたがる場合において、当該敷地の過半が当該特別用途地区に属する場合は、当該建築物及び敷地の全部について、本条例の規定を適用（緩和）される。                                   |
| 既存の建築物に対する制限の緩和           | 第6条 | （1）第4条の規定に適合しない既存の建築物（法以前から現存する建築物）の増築又は改築のうち、以下の①～④の全てに該当する場合は第4条の適用外とし、建築制限が緩和される。                                    |

|                 |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                 |     | <p>①建築物が敷地内に存在し、増築後の延べ面積および建築面積が基準時点での容積率（法第52条）や建蔽率（法第53条）の規定に適合する場合。</p> <p>②増築後の床面積の合計が、基準時点における床面積の合計の1.2倍以下</p> <p>③増築後の、第4条に適合しない用途に使う建築物部分の床面積合計が、基準時におけるその部分の床面積合計の1.2倍以下</p> <p>④増築後の原動機の出力量合計が、基準時点における原動機の出力量合計の1.2倍以下</p> <p>（2）第4条の規定に適合しない既存の建築物（法以前から現存する建築物）の大規模修繕又は大規模模様替えの場合は第4条の適用外とし、建築制限が緩和される。</p> |
| 用途の変更に<br>対する準用 | 第7条 | 建築物の用途を変更する場合は、第4条の規定を準用し建築制限が緩和される。                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

（注）『職住共存地区』は、小高区内の第一種住居地域（文教ゾーンを除く）を位置付ける計画であるが、これについては本条例中で規定するのではなく、別途、都市計画法第19条により決定される予定。

### 3 施行日 公布の日

## 【趣旨】

国が定める語学指導等を行う外国青年招致事業参加者への報酬額の見直しに準じて、語学指導を行う外国青年（A L T）の報酬を改定するため、必要な改正を行うもの。

## 【主な内容】

## 1 改正の概要

## （１）経過

国が定める語学指導等を行う外国青年招致事業参加者への報酬額が令和 7 年 4 月 1 日から引き上げられた。

## （２）主な改正内容

国が定める語学指導等を行う外国青年招致事業参加者への報酬額が引き上げられたことに準じて、語学指導を行う外国青年（A L T）の報酬月額上限を 3 3 万円から 3 6 万円に引き上げるもの。

※A L Tとは、小中学校において、英語指導補助教員（Assistant Language Teacher）として、外国語の授業などで児童生徒に英語の発音を聞かせたり、英語での発話を促し言語活動の支援を行うとともに、出身国の文化や習慣を紹介する活動を通じて、国際理解教育の補助を担う。

| 区分           | 改正後                      | 改正前                      |
|--------------|--------------------------|--------------------------|
| 報酬<br>・第 3 条 | 月額 <u>3 6 万円</u> を超えない範囲 | 月額 <u>3 3 万円</u> を超えない範囲 |

## 2 施行日 公布の日（報酬月額改正 令和 7 年 4 月 1 日から適用）

《補正予算関係》

議案第 137 号 令和 7 年度南相馬市一般会計補正予算について

議案第 138 号 令和 7 年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第 139 号 令和 7 年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について

議案第 140 号 令和 7 年度南相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第 141 号 令和 7 年度南相馬市水道事業会計補正予算について

議案第 142 号 令和 7 年度南相馬市病院事業会計補正予算について

議案第 143 号 令和 7 年度南相馬市工業用水道事業会計補正予算について

議案第 144 号 令和 7 年度南相馬市下水道事業会計補正予算について

## 《その他》

### 議案第 145 号 工事請負変更契約の締結について（農地集積課）

#### 【趣旨】

令和 6 年第 5 回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

#### 【変更契約内容】

|             |       |                       |
|-------------|-------|-----------------------|
| 契 約 の 目 的   |       | 農業基盤整備促進事業（北沢・放森地区）工事 |
| 契 約 の 相 手 方 |       | 株式会社中里工務店             |
| 施 工 場 所     |       | 南相馬市小高区大富字北沢地内外       |
| 契 約 金 額     | 変 更 前 | 3 4 1, 0 0 0, 0 0 0 円 |
|             | 変 更 後 | 3 8 2, 8 2 2, 0 0 0 円 |
|             | 増額する額 | 4 1, 8 2 2, 0 0 0 円   |

#### 【主な変更内容】

|     | 項 目                                        | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) | 石 礫 含 有 率<br>の 変 化 に 伴<br>う 各 工 種 の<br>変 更 | <p>当初、測量設計時の試掘調査の結果に基づき平均石礫含有率を 7 % として計画したが、発注後、工事を進める中で実際の平均石礫含有率が約 1 8 % となることが判明した。</p> <p>このことから、石礫除去工の数量に変更が生じるため、各工種の数量を変更するもの。</p> <p>石礫除去工           （当初） 1, 923 m<sup>3</sup> → （変更） 4, 834 m<sup>3</sup><br/> 石礫除去不足土      （当初） 2, 404 m<sup>3</sup> → （変更） 6, 043 m<sup>3</sup></p> |

#### 【工事概要】

区画整理工 面積=9. 2ha

整地工 面積=8. 4ha

道路工 延長=1, 926m

用水路工 延長=1, 740m

排水路工 延長=1, 523m

暗渠排水工 面積=3. 6ha

【施工場所位置図】 国土地理院地図参照



**議案第 146 号 財産の取得について（農政課）**

**【趣旨】**

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

**【主な内容】**

|                |                                            |
|----------------|--------------------------------------------|
| 取 得 の 目 的      | 令和 7 年度被災地域農業復興総合支援事業農業用機械購入<br>その 3       |
| 取得する動産及び<br>数量 | 自脱型コンバインなど 8 台                             |
| 取 得 金 額        | 6 3, 7 7 8, 0 0 0 円                        |
| 取 得 の 方 法      | 指名競争入札による買入れ                               |
| 納 期            | 契約締結日から令和 8 年 3 月 1 1 日まで                  |
| 取 得 の 相 手 方    | 南相馬市原町区高見町一丁目 1 6 3 番地<br>株式会社南東北クボタ 原町営業所 |

**【予定価格】**

|         |                              |
|---------|------------------------------|
| 予 定 価 格 | 6 9, 9 2 4, 8 0 0 円（消費税を含む。） |
| 落 札 率   | 9 1. 2 1 %                   |

**【入札結果】**

消費税抜き（消費税を含む）

| 入 札 者                            | 第 1 回入札額                           | 備 考 |
|----------------------------------|------------------------------------|-----|
| 株式会社 J A ふくしま未来<br>サービス 原町農機センター | 59, 623, 000 円<br>(65, 585, 300 円) |     |
| 株式会社南東北クボタ<br>原町営業所              | 57, 980, 000 円<br>(63, 778, 000 円) | 落札  |

**【購入明細】**

明細書のとおり

令和7年度被災地域農業復興総合支援事業農業用機械購入その3 購入明細書

| No | 機種名                    | 参考型式                        | 数量 | 単位 | 貸与予定組織   |
|----|------------------------|-----------------------------|----|----|----------|
| 1  | 自脱型コンバイン               | (株)クボタ<br>DR6115SX-PFQW-C   | 1  | 台  | みさき未来    |
| 2  | トラクター                  | 井関農機(株)<br>TJV755CZX3C      | 1  | 台  | うらざとファーム |
| 3  | 自脱型コンバイン               | ヤンマー(株)<br>YH6135QXJPU      | 1  | 台  |          |
| 4  | 田植機                    | ヤンマー(株)<br>YR8DA-VTD        | 1  | 台  |          |
| 5  | グレンコンテナ                | 熊谷農機<br>SCA-15F5BTC         | 1  | 台  |          |
| 6  | ロータリー<br>(アタッチメント)     | (株)松山<br>LXR2421-4LZ        | 1  | 台  |          |
| 7  | 代かきハロー<br>(アタッチメント)    | (株)松山<br>WMZ4500N-0L        | 1  | 台  |          |
| 8  | ブロードキャスター<br>(アタッチメント) | (株)ササキコーポレーション<br>CF754D-0L | 1  | 台  |          |
| 合計 |                        |                             | 8  | 台  | 2団体      |

**議案第 147 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（小高区地域振興課）**

**【趣旨】**

南相馬市小高区復興拠点施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

|                     |                                                                       |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 施設の名称               | 南相馬市小高区復興拠点施設                                                         |
| 指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名 | 住所 南相馬市原町区旭町一丁目 46 番地の 4・2 階東<br>名称 一般社団法人南相馬ミライエ<br>代表者の氏名 代表理事 荒明 健 |
| 指定期間                | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで                                    |

**(1) 施設の概要**

- ①施設名 南相馬市小高区復興拠点施設
- ②位置 南相馬市小高区本町二丁目 28 番地

**(2) 選定までのスケジュール**

- 募集要項の配布期間 令和 7 年 7 月 18 日（金）から 9 月 16 日（火）まで
- 現地説明会 令和 7 年 8 月 20 日（水）
- 募集要項に関する質問受付 令和 7 年 9 月 5 日（金）まで
- 申請書の提出期限 令和 7 年 9 月 16 日（火）
- 指定管理者選定審査委員会 令和 7 年 10 月 10 日（金）

**(3) 申請団体 1 団体**

**(4) 選定方法**

令和 7 年 10 月 10 日（金）開催の指定管理者選定審査委員会において、プレゼンテーション審査を行い、審査基準に基づき総合的に評価し、「一般社団法人南相馬ミライエ」を指定管理者候補者として決定した。

「一般社団法人南相馬ミライエ」の提案は、当該施設の設置目的や役割を的確に捉えているとともに、「利用者、利用団体等の要望把握、改善体制」、「施設の設置目的及び市が示した基本方針の実現」、「利用者に対するサービスの向上を図るための具体的手法」などの項目において優れており、また、審査基準を満たしていたことから、指定管理者としてふさわしいと認められた。

## (5) 審査結果

| 番 号   | 審 査 項 目                   | 配 点   | 平均評価点         |
|-------|---------------------------|-------|---------------|
|       |                           |       | 一般社団法人南相馬ミライエ |
| (1)―① | 施設の設置目的及び市が示した基本方針の実現     | 5     | 4. 0 5        |
| (1)―② | 平等な利用を図るための具体的手法          | 5     | 3. 5 5        |
| (2)―① | 施設効用の最大化を図るための具体的手法       | 1 0   | 7. 3 6        |
| (2)―② | 利用者に対するサービスの向上を図るための具体的手法 | 1 0   | 7. 4 5        |
| (3)―① | 施設の管理運営に係る経費の縮減           | 1 0   | 6. 2 7        |
| (3)―② | 経費縮減に係る対策及び創意工夫           | 1 0   | 6. 2 7        |
| (4)―① | 安定的な運営が可能となる人的能力          | 1 0   | 6. 3 6        |
| (4)―② | 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性       | 1 0   | 5. 8 2        |
| (4)―③ | 安定的な運営が可能となる財政的基盤         | 5     | 2. 3 6        |
| (4)―④ | 類似施設の運営実績                 | 5     | 2. 0 9        |
| (5)―① | 利用者、利用団体等の要望把握、改善体制       | 1 0   | 8. 5 5        |
| (6)―① | 個人情報の保護の措置                | 5     | 3. 2 7        |
| (7)―① | 緊急時対応マニュアルの整備             | 5     | 3. 1 4        |
| 総 合 点 |                           | 1 0 0 | 6 6. 5 4      |

評価は以下のとおり行った。

- ①各審査員が審査基準に基づき審査を行い、審査項目ごとに下記の評価係数と配点とを掛け合わせ採点を行った。

| 評 価 内 容               | 評価係数 |
|-----------------------|------|
| a.優秀である(高度な能力を有している)  | 1. 0 |
| b.満足である(十分な能力を有している)  | 0. 8 |
| c.平均的である              | 0. 5 |
| d.物足りなさを感じる(能力が若干乏しい) | 0. 2 |
| e.劣っている(任せることが不安である)  | 0. 0 |

- ②各審査員の評価項目ごとの採点の平均点を算出し、その合計を総合点とした。

- ③同一項目について審査員の過半数以上が「e」の評価をした場合、又は総合点が配点の合計点の2分の1に満たない場合には選定対象としないこととした。

**議案第 148 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（小高区地域振興課）**

**【趣旨】**

南相馬市小高区商業施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

|                     |                                                                |
|---------------------|----------------------------------------------------------------|
| 施設の名称               | 南相馬市小高区商業施設                                                    |
| 指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名 | 住所 南相馬市原町区上高平字川原 5 2 1 番地<br>名称 有限会社丸上青果<br>代表者の氏名 代表取締役 岡田 義則 |
| 指定期間                | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで                           |

**(1) 施設の概要**

- ①施設名 南相馬市小高区商業施設
- ②位置 南相馬市小高区上町一丁目 5 6 番地

**(2) 選定までのスケジュール**

- 募集要項の配布期間 令和 7 年 7 月 1 8 日（金）から 9 月 1 6 日（火）まで
- 現地説明会 令和 7 年 8 月 2 7 日（水）
- 募集要項に関する質問受付 令和 7 年 9 月 5 日（金）まで
- 申請書の提出期限 令和 7 年 9 月 1 6 日（火）
- 指定管理者選定審査委員会 令和 7 年 1 0 月 1 0 日（金）

**(3) 申請団体 1 団体**

**(4) 選定方法**

令和 7 年 1 0 月 1 0 日（金）開催の指定管理者選定審査委員会において、プレゼンテーション審査を行い、審査基準に基づき総合的に評価し、「有限会社丸上青果」を指定管理者候補者として決定した。

「有限会社丸上青果」の提案は、当該施設の設置目的や役割を的確に捉えているとともに、「類似施設の運営実績」、「利用者に対するサービスの向上を図るための具体的手法」、「施設の設置目的及び市が示した基本方針の実現」などの項目において優れており、また、審査基準を満たしていたことから、指定管理者としてふさわしいと認められた。

## (5) 審査結果

| 番 号   | 審 査 項 目                   | 配 点 | 平均評価点    |
|-------|---------------------------|-----|----------|
|       |                           |     | 有限会社丸上青果 |
| (1)―① | 施設の設置目的及び市が示した基本方針の実現     | 5   | 3.36     |
| (1)―② | 平等な利用を図るための具体的手法          | 5   | 2.93     |
| (2)―① | 施設効用の最大化を図るための具体的手法       | 13  | 8.17     |
| (2)―② | 利用者に対するサービスの向上を図るための具体的手法 | 12  | 8.06     |
| (3)―① | 施設の管理運営に係る経費の縮減           | 10  | 5.43     |
| (3)―② | 経費縮減に係る対策及び創意工夫           | 10  | 6.29     |
| (4)―① | 安定的な運営が可能となる人的能力          | 10  | 5.43     |
| (4)―② | 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性       | 10  | 5.00     |
| (4)―③ | 安定的な運営が可能となる財政的基盤         | 5   | 2.50     |
| (4)―④ | 類似施設の運営実績                 | 5   | 3.57     |
| (5)―① | 利用者、利用団体等の要望把握、改善体制       | 5   | 2.71     |
| (6)―① | 個人情報の保護の措置                | 5   | 2.93     |
| (7)―① | 緊急時対応マニュアルの整備             | 5   | 2.93     |
| 総 合 点 |                           | 100 | 59.31    |

評価は以下のとおり行った。

- ①各審査員が審査基準に基づき審査を行い、審査項目ごとに下記の評価係数と配点とを掛け合わせ採点を行った。

| 評 価 内 容               | 評価係数 |
|-----------------------|------|
| a.優秀である(高度な能力を有している)  | 1.0  |
| b.満足である(十分な能力を有している)  | 0.8  |
| c.平均的である              | 0.5  |
| d.物足りなさを感じる(能力が若干乏しい) | 0.2  |
| e.劣っている(任せることが不安である)  | 0.0  |

- ②各審査員の評価項目ごとの採点の平均点を算出し、その合計を総合点とした。

- ③同一項目について審査員の過半数以上が「e」の評価をした場合、又は総合点が配点の合計点の2分の1に満たない場合には選定対象としないこととした。

## 議案第 149 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（建築住宅課）

### 【趣旨】

南相馬市営住宅及び南相馬市定住促進住宅の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

|                     |                                                                 |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 施設の名称               | 南相馬市営住宅及び南相馬市定住促進住宅                                             |
| 指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名 | 住所 福島県福島市東中央二丁目 1 番地<br>名称 太平ビルサービス株式会社福島営業所<br>代表者の氏名 所長 伊藤 謙二 |
| 指定期間                | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで                              |

### (1) 施設の概要

- ①施設名 南相馬市営住宅及び南相馬市定住促進住宅
- ②位置 南相馬市小高区岡田字万ヶ迫 28 番地ほか

### (2) 選定までのスケジュール

- 募集要項の配布期間 令和 7 年 7 月 18 日（金）から 9 月 16 日（火）まで
- 現地説明会 令和 7 年 8 月 20 日（水）
- 募集要項に関する質問受付 令和 7 年 9 月 5 日（金）まで
- 申請書の提出期限 令和 7 年 9 月 16 日（火）
- 指定管理者選定審査委員会 令和 7 年 10 月 10 日（金）

### (3) 申請団体 2 団体

### (4) 選定方法

令和 7 年 10 月 10 日（金）開催の指定管理者選定審査委員会において、プレゼンテーション審査を行い、審査基準に基づき総合的に評価し、「太平ビルサービス株式会社福島営業所」を指定管理者候補者として決定した。

「太平ビルサービス株式会社福島営業所」の提案は、当該施設の設置目的や役割を的確に捉えているとともに、「類似施設の運営実績」、「安定的な運営が可能となる財政的基盤」、「入居希望者及び入居者に対するサービスの向上を図るための具体的手法」などの項目において優れており、また、審査基準を満たしていたことから、指定管理者としてふさわしいと認められた。

## (5) 審査結果

| 番 号   | 審 査 項 目                          | 配 点   | 平均評価点                     |          |
|-------|----------------------------------|-------|---------------------------|----------|
|       |                                  |       | 太平ビルサービス<br>株式会社福島営業<br>所 | A        |
| (1)―① | 施設の設置目的及び市が示した基本方針の実現            | 5     | 3. 6 3                    | 3. 6 3   |
| (1)―② | 平等な利用を図るための具体的手法                 | 5     | 3. 6 3                    | 3. 0 6   |
| (2)―① | 施設効用の最大化を図るための具体的手法              | 1 0   | 6. 8 8                    | 6. 5 0   |
| (2)―② | 入居希望者及び入居者に対するサービスの向上を図るための具体的手法 | 1 0   | 7. 6 3                    | 6. 8 8   |
| (3)―① | 施設の管理運営に係る経費の縮減                  | 1 0   | 4. 2 5                    | 6. 3 8   |
| (3)―② | 経費縮減に係る対策及び創意工夫                  | 1 0   | 5. 7 5                    | 6. 1 3   |
| (4)―① | 安定的な運営が可能となる人的能力                 | 8     | 6. 1 0                    | 4. 6 0   |
| (4)―② | 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性              | 7     | 4. 0 3                    | 4. 0 3   |
| (4)―③ | 安定的な運営が可能となる財政的基盤                | 5     | 3. 8 8                    | 2. 5 0   |
| (4)―④ | 類似施設の運営実績                        | 5     | 4. 2 5                    | 1. 5 6   |
| (5)―① | 入居者等の要望把握、改善体制                   | 5     | 3. 2 5                    | 2. 8 8   |
| (6)―① | 個人情報保護の措置                        | 1 0   | 7. 2 5                    | 5. 3 8   |
| (7)―① | 緊急時対応マニュアルの整備                    | 1 0   | 6. 8 8                    | 5. 7 5   |
| 総 合 点 |                                  | 1 0 0 | 6 7. 4 1                  | 5 9. 2 8 |

評価は以下のとおり行った。

- ①各審査員が審査基準に基づき審査を行い、審査項目ごとに下記の評価係数と配点とを掛け合わせ採点を行った。

| 評 価 内 容               | 評価係数 |
|-----------------------|------|
| a.優秀である(高度な能力を有している)  | 1. 0 |
| b.満足である(十分な能力を有している)  | 0. 8 |
| c.平均的である              | 0. 5 |
| d.物足りなさを感じる(能力が若干乏しい) | 0. 2 |
| e.劣っている(任せることが不安である)  | 0. 0 |

- ②各審査員の評価項目ごとの採点の平均点を算出し、その合計を総合点とした。

- ③同一項目について審査員の過半数以上が「e」の評価をした場合、又は総合点が配点の合計点の2分の1に満たない場合には選定対象としないこととした。

**議案第 150 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（スポーツ推進課）**

**【趣旨】**

南相馬市小高区内スポーツ 5 施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第 24 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

|                     |                                                         |
|---------------------|---------------------------------------------------------|
| 施設の名称               | 南相馬市小高区内スポーツ 5 施設                                       |
| 指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名 | 住所 南相馬市小高区関場一丁目 7 7 番地<br>名称 浮舟うきうきクラブ<br>代表者の氏名 会長 林 靖 |
| 指定期間                | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで                    |

**(1) 施設の概要**

- ①施設名 南相馬市小高区内スポーツ 5 施設
- ②位置 南相馬市小高区関場一丁目 7 7 番地ほか

**(2) 選定までのスケジュール**

- 募集要項の配布期間 令和 7 年 7 月 1 8 日（金）から 9 月 1 6 日（火）まで
- 現地説明会 令和 7 年 8 月 2 5 日（月）
- 募集要項に関する質問受付 令和 7 年 9 月 5 日（金）まで
- 申請書の提出期限 令和 7 年 9 月 1 6 日（火）
- 指定管理者選定審査委員会 令和 7 年 1 0 月 9 日（木）

**(3) 申請団体 1 団体**

**(4) 選定方法**

令和 7 年 1 0 月 9 日（木）開催の指定管理者選定審査委員会において、プレゼンテーション審査を行い、審査基準に基づき総合的に評価し、「浮舟うきうきクラブ」を指定管理者候補者として決定した。

「浮舟うきうきクラブ」の提案は、当該施設の設置目的や役割を的確に捉えているとともに、「類似施設の運営実績」、「施設の管理運営に係る経費の縮減」、「利用者に対するサービスの向上を図るための具体的手法」などの項目において優れており、また、審査基準を満たしていたことから、指定管理者としてふさわしいと認められた。

## (5) 審査結果

| 番 号   | 審 査 項 目                   | 配 点   | 平均評価点     |
|-------|---------------------------|-------|-----------|
|       |                           |       | 浮舟うきうきクラブ |
| (1)―① | 施設の設置目的及び市が示した基本方針の実現     | 5     | 3. 5 0    |
| (1)―② | 平等な利用を図るための具体的手法          | 5     | 3. 1 7    |
| (2)―① | 施設効用の最大化を図るための具体的手法       | 1 3   | 8. 2 3    |
| (2)―② | 利用者に対するサービスの向上を図るための具体的手法 | 1 2   | 8. 4 0    |
| (3)―① | 施設の管理運営に係る経費の縮減           | 1 0   | 7. 3 3    |
| (3)―② | 経費縮減に係る対策及び創意工夫           | 1 0   | 6. 6 7    |
| (4)―① | 安定的な運営が可能となる人的能力          | 1 0   | 6. 0 0    |
| (4)―② | 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性       | 1 0   | 6. 6 7    |
| (4)―③ | 安定的な運営が可能となる財政的基盤         | 5     | 2. 6 7    |
| (4)―④ | 類似施設の運営実績                 | 5     | 3. 9 4    |
| (5)―① | 利用者、利用団体等の要望把握、改善体制       | 5     | 3. 5 0    |
| (6)―① | 個人情報の保護の措置                | 5     | 2. 5 0    |
| (7)―① | 緊急時対応マニュアルの整備             | 5     | 2. 6 7    |
| 総 合 点 |                           | 1 0 0 | 6 5. 2 5  |

評価は以下のとおり行った。

- ①各審査員が審査基準に基づき審査を行い、審査項目ごとに下記の評価係数と配点とを掛け合わせ採点を行った。

| 評 価 内 容               | 評価係数 |
|-----------------------|------|
| a.優秀である(高度な能力を有している)  | 1. 0 |
| b.満足である(十分な能力を有している)  | 0. 8 |
| c.平均的である              | 0. 5 |
| d.物足りなさを感じる(能力が若干乏しい) | 0. 2 |
| e.劣っている(任せることが不安である)  | 0. 0 |

- ②各審査員の評価項目ごとの採点の平均点を算出し、その合計を総合点とした。

- ③同一項目について審査員の過半数以上が「e」の評価をした場合、又は総合点が配点の合計点の2分の1に満たない場合には選定対象としないこととした。

## 議案第 151 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（スポーツ推進課）

### 【趣旨】

南相馬市鹿島区内スポーツ 7 施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第 24 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

|                     |                                                                       |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 施設の名称               | 南相馬市鹿島区内スポーツ 7 施設                                                     |
| 指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名 | 住所 南相馬市鹿島区御山字鍵取 3 2 番地<br>名称 特定非営利活動法人かしま元気スポーツクラブ<br>代表者の氏名 理事長 但野 裕 |
| 指定期間                | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで                                  |

### (1) 施設の概要

- ①施設名 南相馬市鹿島区内スポーツ 7 施設
- ②位置 南相馬市鹿島区南右田字榎内 1 4 6 番地の 1 ほか

### (2) 選定までのスケジュール

- 募集要項の配布期間 令和 7 年 7 月 1 8 日（金）から 9 月 1 6 日（火）まで
- 現地説明会 令和 7 年 8 月 2 9 日（金）
- 募集要項に関する質問受付 令和 7 年 9 月 5 日（金）まで
- 申請書の提出期限 令和 7 年 9 月 1 6 日（火）
- 指定管理者選定審査委員会 令和 7 年 1 0 月 9 日（木）

### (3) 申請団体 1 団体

### (4) 選定方法

令和 7 年 1 0 月 9 日（木）開催の指定管理者選定審査委員会において、プレゼンテーション審査を行い、審査基準に基づき総合的に評価し、「特定非営利活動法人かしま元気スポーツクラブ」を指定管理者候補者として決定した。

「特定非営利活動法人かしま元気スポーツクラブ」の提案は、当該施設の設置目的や役割を的確に捉えているとともに、「類似施設の運営実績」、「利用者に対するサービスの向上を図るための具体的手法」、「施設の設置目的及び市が示した基本方針の実現」などの項目において優れており、また、審査基準を満たしていたことから、指定管理者としてふさわしいと認められた。

## (5) 審査結果

| 番 号   | 審 査 項 目                   | 配 点 | 平均評価点                         |
|-------|---------------------------|-----|-------------------------------|
|       |                           |     | 特定非営利活動法人<br>かしま元気スポーツ<br>クラブ |
| (1)―① | 施設の設置目的及び市が示した基本方針の実現     | 5   | 3.50                          |
| (1)―② | 平等な利用を図るための具体的手法          | 5   | 3.33                          |
| (2)―① | 施設効用の最大化を図るための具体的手法       | 13  | 7.80                          |
| (2)―② | 利用者に対するサービスの向上を図るための具体的手法 | 12  | 8.80                          |
| (3)―① | 施設の管理運営に係る経費の縮減           | 10  | 4.33                          |
| (3)―② | 経費縮減に係る対策及び創意工夫           | 10  | 4.67                          |
| (4)―① | 安定的な運営が可能となる人的能力          | 10  | 6.00                          |
| (4)―② | 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性       | 10  | 4.67                          |
| (4)―③ | 安定的な運営が可能となる財政的基盤         | 5   | 2.67                          |
| (4)―④ | 類似施設の運営実績                 | 5   | 3.89                          |
| (5)―① | 利用者、利用団体等の要望把握、改善体制       | 5   | 3.33                          |
| (6)―① | 個人情報保護の措置                 | 5   | 2.83                          |
| (7)―① | 緊急時対応マニュアルの整備             | 5   | 2.83                          |
| 総 合 点 |                           | 100 | 58.65                         |

評価は以下のとおり行った。

- ①各審査員が審査基準に基づき審査を行い、審査項目ごとに下記の評価係数と配点とを掛け合わせ採点を行った。

| 評 価 内 容               | 評価係数 |
|-----------------------|------|
| a.優秀である(高度な能力を有している)  | 1.0  |
| b.満足である(十分な能力を有している)  | 0.8  |
| c.平均的である              | 0.5  |
| d.物足りなさを感じる(能力が若干乏しい) | 0.2  |
| e.劣っている(任せることが不安である)  | 0.0  |

- ②各審査員の評価項目ごとの採点の平均点を算出し、その合計を総合点とした。

- ③同一項目について審査員の過半数以上が「e」の評価をした場合、又は総合点が配点の合計点の2分の1に満たない場合には選定対象としないこととした。

## 議案第 152 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（スポーツ推進課）

### 【趣旨】

南相馬市原町区内スポーツ 1 2 施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

|                     |                                                               |
|---------------------|---------------------------------------------------------------|
| 施設の名称               | 南相馬市原町区内スポーツ 1 2 施設                                           |
| 指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名 | 住所 南相馬市原町区益田字西廻 8 4 番地の 1<br>名称 太田大甕スポーツクラブ<br>代表者の氏名 会長 西 祥一 |
| 指定期間                | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで                          |

### (1) 施設の概要

- ①施設名 南相馬市原町区内スポーツ 1 2 施設
- ②位置 南相馬市原町区桜井町二丁目 2 0 0 番地ほか

### (2) 選定までのスケジュール

- 募集要項の配布期間 令和 7 年 7 月 1 8 日（金）から 9 月 1 6 日（火）まで
- 現地説明会 令和 7 年 9 月 1 日（月）
- 募集要項に関する質問受付 令和 7 年 9 月 5 日（金）まで
- 申請書の提出期限 令和 7 年 9 月 1 6 日（火）
- 指定管理者選定審査委員会 令和 7 年 1 0 月 9 日（木）

### (3) 申請団体 2 団体

### (4) 選定方法

令和 7 年 1 0 月 9 日（木）開催の指定管理者選定審査委員会において、プレゼンテーション審査を行い、審査基準に基づき総合的に評価し、「太田大甕スポーツクラブ」を指定管理者候補者として決定した。

「太田大甕スポーツクラブ」の提案は、当該施設の設置目的や役割を的確に捉えているとともに、「類似施設の運営実績」、「平等な利用を図るための具体的手法」、「施設の設置目的及び市が示した基本方針の実現」などの項目において優れており、また、審査基準を満たしていたことから、指定管理者としてふさわしいと認められた。

## (5) 審査結果

| 番 号   | 審 査 項 目                   | 配 点   | 平均評価点           |          |
|-------|---------------------------|-------|-----------------|----------|
|       |                           |       | 太田大甕スポーツ<br>クラブ | A        |
| (1)―① | 施設の設置目的及び市が示した基本方針の実現     | 5     | 3. 6 7          | 3. 1 7   |
| (1)―② | 平等な利用を図るための具体的手法          | 5     | 3. 8 3          | 3. 1 7   |
| (2)―① | 施設効用の最大化を図るための具体的手法       | 1 3   | 8. 2 3          | 7. 3 7   |
| (2)―② | 利用者に対するサービスの向上を図るための具体的手法 | 1 2   | 8. 4 0          | 7. 2 0   |
| (3)―① | 施設の管理運営に係る経費の縮減           | 1 0   | 6. 6 7          | 5. 3 3   |
| (3)―② | 経費縮減に係る対策及び創意工夫           | 1 0   | 7. 0 0          | 6. 0 0   |
| (4)―① | 安定的な運営が可能となる人的能力          | 1 0   | 6. 0 0          | 3. 3 3   |
| (4)―② | 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性       | 1 0   | 7. 0 0          | 4. 6 7   |
| (4)―③ | 安定的な運営が可能となる財政的基盤         | 5     | 2. 6 7          | 2. 5 0   |
| (4)―④ | 類似施設の運営実績                 | 5     | 4. 2 2          | 1. 5 0   |
| (5)―① | 利用者、利用団体等の要望把握、改善体制       | 5     | 3. 5 0          | 3. 5 0   |
| (6)―① | 個人情報の保護の措置                | 5     | 2. 8 3          | 2. 6 7   |
| (7)―① | 緊急時対応マニュアルの整備             | 5     | 2. 8 3          | 2. 6 7   |
| 総 合 点 |                           | 1 0 0 | 6 6. 8 5        | 5 3. 0 8 |

評価は以下のとおり行った。

- ①各審査員が審査基準に基づき審査を行い、審査項目ごとに下記の評価係数と配点とを掛け合わせ採点を行った。

| 評 価 内 容               | 評価係数 |
|-----------------------|------|
| a.優秀である(高度な能力を有している)  | 1. 0 |
| b.満足である(十分な能力を有している)  | 0. 8 |
| c.平均的である              | 0. 5 |
| d.物足りなさを感じる(能力が若干乏しい) | 0. 2 |
| e.劣っている(任せることが不安である)  | 0. 0 |

- ②各審査員の評価項目ごとの採点の平均点を算出し、その合計を総合点とした。

- ③同一項目について審査員の過半数以上が「e」の評価をした場合、又は総合点が配点の合計点の2分の1に満たない場合には選定対象としないこととした。

**議案第 153 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（スポーツ推進課）**

**【趣旨】**

南相馬市民プールの指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

|                     |                                                                     |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 施設の名称               | 南相馬市民プール                                                            |
| 指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名 | 住所 東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号<br>名称 株式会社フクシ・エンタープライズ<br>代表者の氏名 代表取締役 福士 朝尋 |
| 指定期間                | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで                                |

**(1) 施設の概要**

- ①施設名 南相馬市民プール
- ②位置 南相馬市原町区桜井町二丁目 1 6 6 番地

**(2) 選定までのスケジュール**

- 募集要項の配布期間 令和 7 年 7 月 1 8 日（金）から 9 月 1 6 日（火）まで
- 現地説明会 令和 7 年 8 月 2 7 日（水）
- 募集要項に関する質問受付 令和 7 年 9 月 5 日（金）まで
- 申請書の提出期限 令和 7 年 9 月 1 6 日（火）
- 指定管理者選定審査委員会 令和 7 年 1 0 月 9 日（木）

**(3) 申請団体 2 団体**

**(4) 選定方法**

令和 7 年 1 0 月 9 日（木）開催の指定管理者選定審査委員会において、プレゼンテーション審査を行い、審査基準に基づき総合的に評価し、「株式会社フクシ・エンタープライズ」を指定管理者候補者として決定した。

「株式会社フクシ・エンタープライズ」の提案は、当該施設の設置目的や役割を的確に捉えているとともに、「類似施設の運営実績」、「施設の設置目的及び市が示した基本方針の実現」、「安定的な運営が可能となる財政的基盤」などの項目において優れており、また、審査基準を満たしていたことから、指定管理者としてふさわしいと認められた。

## (5) 審査結果

| 番 号   | 審 査 項 目                   | 配 点   | 平均評価点                |          |
|-------|---------------------------|-------|----------------------|----------|
|       |                           |       | 株式会社フクシ・エ<br>ンタープライズ | A        |
| (1)―① | 施設の設置目的及び市が示した基本方針の実現     | 5     | 4. 0 0               | 3. 8 3   |
| (1)―② | 平等な利用を図るための具体的手法          | 5     | 3. 8 3               | 3. 6 7   |
| (2)―① | 施設効用の最大化を図るための具体的手法       | 1 3   | 9. 5 3               | 9. 5 3   |
| (2)―② | 利用者に対するサービスの向上を図るための具体的手法 | 1 2   | 8. 4 0               | 9. 2 0   |
| (3)―① | 施設の管理運営に係る経費の縮減           | 1 0   | 6. 6 7               | 6. 3 3   |
| (3)―② | 経費縮減に係る対策及び創意工夫           | 1 0   | 7. 0 0               | 6. 6 7   |
| (4)―① | 安定的な運営が可能となる人的能力          | 1 0   | 7. 8 9               | 5. 3 3   |
| (4)―② | 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性       | 1 0   | 6. 8 9               | 5. 6 7   |
| (4)―③ | 安定的な運営が可能となる財政的基盤         | 5     | 4. 0 0               | 3. 6 1   |
| (4)―④ | 類似施設の運営実績                 | 5     | 4. 4 4               | 3. 7 8   |
| (5)―① | 利用者、利用団体等の要望把握、改善体制       | 5     | 3. 6 7               | 3. 6 7   |
| (6)―① | 個人情報の保護の措置                | 5     | 3. 3 3               | 3. 3 3   |
| (7)―① | 緊急時対応マニュアルの整備             | 5     | 3. 5 0               | 3. 3 3   |
| 総 合 点 |                           | 1 0 0 | 7 3. 1 5             | 6 7. 9 5 |

評価は以下のとおり行った。

- ①各審査員が審査基準に基づき審査を行い、審査項目ごとに下記の評価係数と配点とを掛け合わせ採点を行った。

| 評 価 内 容               | 評価係数 |
|-----------------------|------|
| a.優秀である(高度な能力を有している)  | 1. 0 |
| b.満足である(十分な能力を有している)  | 0. 8 |
| c.平均的である              | 0. 5 |
| d.物足りなさを感じる(能力が若干乏しい) | 0. 2 |
| e.劣っている(任せることが不安である)  | 0. 0 |

- ②各審査員の評価項目ごとの採点の平均点を算出し、その合計を総合点とした。

- ③同一項目について審査員の過半数以上が「e」の評価をした場合、又は総合点が配点の合計点の2分の1に満たない場合には選定対象としないこととした。

**議案第 154 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（スポーツ推進課）**

**【趣旨】**

南相馬市パークゴルフ場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの。

|                     |                                                        |
|---------------------|--------------------------------------------------------|
| 施設の名称               | 南相馬市パークゴルフ場                                            |
| 指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名 | 住所 南相馬市原町区本陣前二丁目51番地<br>名称 株式会社東武<br>代表者の氏名 代表取締役 尾形 衛 |
| 指定期間                | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで                                 |

**(1) 施設の概要**

- ①施設名 南相馬市パークゴルフ場
- ②位置 南相馬市鹿島区川子字大迫2番地

**(2) 選定までのスケジュール**

- 募集要項の配布期間 令和7年7月18日（金）から9月16日（火）まで
- 現地説明会 令和7年8月28日（木）
- 募集要項に関する質問受付 令和7年9月5日（金）まで
- 申請書の提出期限 令和7年9月16日（火）
- 指定管理者選定審査委員会 令和7年10月9日（木）

**(3) 申請団体 1団体**

**(4) 選定方法**

令和7年10月9日（木）開催の指定管理者選定審査委員会において、プレゼンテーション審査を行い、審査基準に基づき総合的に評価し、「株式会社東武」を指定管理者候補者として決定した。

「株式会社東武」の提案は、当該施設の設置目的や役割を的確に捉えているとともに、「類似施設の運営実績」、「安定的な運営が可能となる財政的基盤」、「施設の設置目的及び市が示した基本方針の実現」などの項目において優れており、また、審査基準を満たしていたことから、指定管理者としてふさわしいと認められた。

## (5) 審査結果

| 番 号   | 審 査 項 目                   | 配 点   | 平均評価点    |
|-------|---------------------------|-------|----------|
|       |                           |       | 株式会社東武   |
| (1)―① | 施設の設置目的及び市が示した基本方針の実現     | 5     | 3. 6 7   |
| (1)―② | 平等な利用を図るための具体的手法          | 5     | 3. 6 7   |
| (2)―① | 施設効用の最大化を図るための具体的手法       | 1 3   | 9. 1 0   |
| (2)―② | 利用者に対するサービスの向上を図るための具体的手法 | 1 2   | 8. 0 0   |
| (3)―① | 施設の管理運営に係る経費の縮減           | 1 0   | 6. 6 7   |
| (3)―② | 経費縮減に係る対策及び創意工夫           | 1 0   | 5. 6 7   |
| (4)―① | 安定的な運営が可能となる人的能力          | 1 0   | 6. 3 3   |
| (4)―② | 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性       | 1 0   | 7. 0 0   |
| (4)―③ | 安定的な運営が可能となる財政的基盤         | 5     | 3. 7 8   |
| (4)―④ | 類似施設の運営実績                 | 5     | 4. 1 7   |
| (5)―① | 利用者、利用団体等の要望把握、改善体制       | 5     | 3. 3 3   |
| (6)―① | 個人情報の保護の措置                | 5     | 3. 3 3   |
| (7)―① | 緊急時対応マニュアルの整備             | 5     | 3. 3 3   |
| 総 合 点 |                           | 1 0 0 | 6 8. 0 5 |

評価は以下のとおり行った。

- ①各審査員が審査基準に基づき審査を行い、審査項目ごとに下記の評価係数と配点とを掛け合わせ採点を行った。

| 評 価 内 容               | 評価係数 |
|-----------------------|------|
| a.優秀である(高度な能力を有している)  | 1. 0 |
| b.満足である(十分な能力を有している)  | 0. 8 |
| c.平均的である              | 0. 5 |
| d.物足りなさを感じる(能力が若干乏しい) | 0. 2 |
| e.劣っている(任せることが不安である)  | 0. 0 |

- ②各審査員の評価項目ごとの採点の平均点を算出し、その合計を総合点とした。

- ③同一項目について審査員の過半数以上が「e」の評価をした場合、又は総合点が配点の合計点の2分の1に満たない場合には選定対象としないこととした。

**議案第 155 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（スポーツ推進課）**

**【趣旨】**

南相馬市馬事公苑の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

|                     |                                                                          |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 施設の名称               | 南相馬市馬事公苑                                                                 |
| 指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名 | 住所 南相馬市原町区南町三丁目 12 番地<br>名称 特定非営利活動法人はらまち交流サポートセンター<br>代表者の氏名 代表理事 門馬 浩二 |
| 指定期間                | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで                                       |

**(1) 施設の概要**

- ①施設名 南相馬市馬事公苑
- ②位置 南相馬市原町区片倉字畦原 4 番地の 1

**(2) 選定までのスケジュール**

- 募集要項の配布期間 令和 7 年 7 月 18 日（金）から 9 月 16 日（火）まで
- 現地説明会 令和 7 年 8 月 26 日（火）
- 募集要項に関する質問受付 令和 7 年 9 月 5 日（金）まで
- 申請書の提出期限 令和 7 年 9 月 16 日（火）
- 指定管理者選定審査委員会 令和 7 年 10 月 9 日（木）

**(3) 申請団体 2 団体**

**(4) 選定方法**

令和 7 年 10 月 9 日（木）開催の指定管理者選定審査委員会において、プレゼンテーション審査を行い、審査基準に基づき総合的に評価し、「特定非営利活動法人はらまち交流サポートセンター」を指定管理者候補者として決定した。

「特定非営利活動法人はらまち交流サポートセンター」の提案は、当該施設の設置目的や役割を的確に捉えているとともに、「施設効用の最大化を図るための具体的手法」、「類似施設の運営実績」、「施設の設置目的及び市が示した基本方針の実現」などの項目において優れており、また、審査基準を満たしていたことから、指定管理者としてふさわしいと認められた。

## (5) 審査結果

| 番 号   | 審 査 項 目                   | 配 点   | 平均評価点                   |          |
|-------|---------------------------|-------|-------------------------|----------|
|       |                           |       | 特定非営利活動法人はらまち交流サポートセンター | A        |
| (1)―① | 施設の設置目的及び市が示した基本方針の実現     | 5     | 3. 8 3                  | 1. 8 3   |
| (1)―② | 平等な利用を図るための具体的手法          | 5     | 3. 5 0                  | 1. 3 9   |
| (2)―① | 施設効用の最大化を図るための具体的手法       | 1 3   | 1 0. 2 6                | 3. 9 0   |
| (2)―② | 利用者に対するサービスの向上を図るための具体的手法 | 1 2   | 8. 0 0                  | 2. 8 0   |
| (3)―① | 施設の管理運営に係る経費の縮減           | 1 0   | 6. 6 7                  | 3. 0 0   |
| (3)―② | 経費縮減に係る対策及び創意工夫           | 1 0   | 7. 0 0                  | 2. 3 3   |
| (4)―① | 安定的な運営が可能となる人的能力          | 1 0   | 6. 3 3                  | 2. 2 2   |
| (4)―② | 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性       | 1 0   | 6. 3 3                  | 1. 7 8   |
| (4)―③ | 安定的な運営が可能となる財政的基盤         | 5     | 2. 5 0                  | 1. 1 1   |
| (4)―④ | 類似施設の運営実績                 | 5     | 3. 8 9                  | 1. 0 6   |
| (5)―① | 利用者、利用団体等の要望把握、改善体制       | 5     | 3. 0 0                  | 1. 1 7   |
| (6)―① | 個人情報保護の措置                 | 5     | 3. 0 0                  | 1. 0 6   |
| (7)―① | 緊急時対応マニュアルの整備             | 5     | 3. 0 0                  | 1. 0 6   |
| 総 合 点 |                           | 1 0 0 | 6 7. 3 1                | 2 4. 7 1 |

評価は以下のとおり行った。

- ①各審査員が審査基準に基づき審査を行い、審査項目ごとに下記の評価係数と配点とを掛け合わせ採点を行った。

| 評 価 内 容               | 評価係数 |
|-----------------------|------|
| a.優秀である(高度な能力を有している)  | 1. 0 |
| b.満足である(十分な能力を有している)  | 0. 8 |
| c.平均的である              | 0. 5 |
| d.物足りなさを感じる(能力が若干乏しい) | 0. 2 |
| e.劣っている(任せることが不安である)  | 0. 0 |

- ②各審査員の評価項目ごとの採点の平均点を算出し、その合計を総合点とした。

- ③同一項目について審査員の過半数以上が「e」の評価をした場合、又は総合点が配点の合計点の2分の1に満たない場合には選定対象としないこととした。

## 【趣旨】

正当な理由がなく滞納している市営住宅の家賃等の支払について民事調停を申し立て、並びに当該民事調停が不成立等の場合において市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求める訴えの提起を行うため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるもの。

## 【主な内容】

## 1 調停の申立てをする相手方

- (1) 南相馬市在住個人（国見町団地（原町区））
- (2) 南相馬市在住個人（国見町団地（原町区））
- (3) 南相馬市在住個人（国見町団地（原町区））
- (4) 南相馬市在住個人（定住促進住宅（鹿島区））
- (5) 福島県いわき市在住個人（三島町団地（原町区））
- (6) 山形県山形市在住個人（国見町団地（原町区））
- (7) 香川県高松市在住個人（仲町団地（原町区））

## 2 調停対象者の選定方針

滞納額が30万円以上かつ滞納月数が12月以上の入居者のうち、所在が判明している滞納者であって、

- ①再三にわたる文書、電話、訪問等による指導に応じない者
- ②分納誓約をしても不履行の者

## 3 滞納月数及び滞納額

## (1) 滞納月数及び滞納額の合計（7人分）

| 滞納月数  |        |      | 合計滞納額      |
|-------|--------|------|------------|
| 住宅使用料 | 駐車場使用料 | 合計月数 |            |
| 321月  | 183月   | 504月 | 7,055,500円 |

## (2) 滞納月数及び滞納額の最大値と最小値（個人）

- ① 最長滞納月数 126月（住宅87月＋駐車場39月）
- ② 最短滞納月数 44月（住宅22月＋駐車場22月）
- ③ 最高滞納額 1,823,600円
- ④ 最低滞納額 518,500円

## 《 報告 》

### 報告第 16 号 専決処分の報告について

#### 【趣旨】

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するもの。

#### 【専決第 8 号 損害賠償の額の決定及び和解について 令和 7 年 11 月 13 日専決】 (公有財産管理課)

##### 1 損害を賠償し和解する相手方

南相馬市在住個人

##### 2 損害賠償の額

92,070 円

|                |          |
|----------------|----------|
| うち保険等により補填される額 | 92,070 円 |
| 市が自ら負担する額      | 0 円      |

##### 3 損害賠償の理由及び和解の内容

令和 7 年 8 月 19 日（火）午前 9 時 18 分頃、タニコー株式会社福島小高工場敷地内において、後退にて駐車するため切り返しを行い前進した際に、当該車両（バス）の右側後方に駐車してある相手方車両のフロントバンパー右側に接触したもの。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、争訟等を行わないことで和解した。

##### 4 事故の種類

物損事故

